

一般社団法人あすなろ 相談支援事業所あすなろ

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業者とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 事業者は、利用者(児童及び保護者)に対して児童福祉法に基づく相談支援事業を提供します。当サービスの利用は、原則として障害児相談支援の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◇目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域
4. 相談受付時間
5. 職員の体制
6. 事業の主たる対象とする障害の種別
7. 事業者が提供する相談支援事業
8. 指定障害児相談支援事業にかかる利用料等に関する事項
9. 虐待の防止のための措置に関する事項
10. 秘密の保持と個人情報の保護について
11. 緊急時の対応
12. 事故発生時の対応方法について
13. 衛生管理等について
14. 業務継続計画について
15. その他運営に関する重要事項
16. 苦情解決の体制及び手順
17. 第三者による評価の実施状況
18. サービス提供可能年月日

当事業所は広島市の指定を受けています。

事業所番号(指定障害児)3470220785号

1. 事業者

名称	一般社団法人あすなろ
所在地	広島市安佐南区東野三丁目23番6号
電話番号	082-554-0701
代表者氏名	上田 美幸
設立年月日	平成29年10月19日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定障害児相談支援
事業所の名称	相談支援事業所あすなろ
事業所番号	(指定障害児)広島市 3470220785号
事業の目的	児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の適正な運営を確保し、事業所の職員が、障害福祉サービス等を利用する児童及び保護者に対し、適正な相談支援を提供することを目的とする。
事業の方針	1 事業所が実施する事業は、利用児童がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用児童の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び利用児童の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、相談及び障害児支援利用計画作成等の援助を適切に行うものとする。 2 事業の実施に当たっては、利用者及び利用児童の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び利用児童の立場に立って、当該利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることがないよう努めるものとする。 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。 4 事業の実施に当たっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。
事業所所在地	広島市安佐南区東野三丁目23番6号
電話番号	082-554-0701
管理者氏名	道下 美代子

開設年月	令和6年 11月 1日
事業所が行っている他の業務	特定相談支援 (令和6年11月1日指定 広島市3430220776号)

3. 事業実施地域

広島市全域 ・ 廿日市市 ・ 東広島市 ・ 大竹市

4. 相談受付時間

開所日	月曜日～金曜日(祝日及び事業所の定める夏季、年末年始休暇除く)
受付時間	8時30分～17時30分 ※緊急時に限り、電話等により 24 時間連絡可。

5. 職員の体制

(主な職員の配置状況) ※職員の配置については、指定基準を順守しています。

職種	常勤	非常勤	職務内容
1.管理者	1名	0名	事業の管理運営
2.相談支援専門員	1名(管理者兼務)	0名	相談支援
3.その他の者	0名	0名	事務一般

6. 事業の主たる対象とする障害の種類

特定なし

7. 事業者が提供する相談支援事業

(1) 障害児支援利用計画の作成

- ①相談支援専門員は、利用児童の居宅を訪問し、利用児童及びその家族に面接して、利用児童及びその家族が置かれている状況や希望する生活、自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。
- ②障害児支援利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用児童及びその家族に対して提供して、サービスの選択を求めます。
- ③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用児童の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- ④利用児童についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害児通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用児童及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助

の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載した障害児支援利用計画案を作成します。

⑤④で作成した障害児支援利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、障害児通所給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、利用児童及びその家族に対して説明し、利用児童又は利用児童の保護者の同意を得た上で決定します。

⑥支給決定が行われた後に、指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることがあります。また、これを基に相談支援専門員は障害児支援利用計画を作成し、利用児童又は利用児童の保護者の同意を得た上で決定します。

(2) 便宜の供与

- ・利用者及び利用児童と障害児支援利用計画に記載の通り各事業のサービスが提供されているか、モニタリングとして経過について確認し、把握します。
- ・各事業の障害児支援利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

(3) 障害児支援利用計画の変更

利用者又は利用児童が障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者・利用児童双方の合意に基づき、障害児支援利用計画を変更します。

(4) その他

- (1)から(3)までに付帯するその他必要な支援を行います。

8. 指定障害児相談支援事業にかかる利用料等に関する事項

(1) 指定障害児相談支援事業にかかる利用料金については、厚生労働大臣が定めた基準により受領することとします。これに関しては、事業者が市町村から直接受領するため、利用者の自己負担分はありません。

(2) 通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費として、その実費を徴収します。支払方法は、現金支払い又は事業者指定口座への振り込みのいずれかの方法によるものとし、計画相談支援を利用した月の翌月20日までに発行します請求書をご確認の上、翌月末日までにお支払い下さい。

(3) 上記費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる受領証((2)については領收証)を、当該費用を支払った利用者に交付するものとします。

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用児童に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施(年1回以上)
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>○事業者は、正当な理由がある場合を除き、利用者及び利用児童又はその家族の秘密を他に漏らさない義務を負います。</p> <p>○事業者は、職員である者に、業務上知り得た利用者及び利用児童又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>○事業者は、その業務上知り得た利用者及び利用児童又はその家族等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。</p> <p>○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者及び利用児童の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者等本人の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して必要な複写料は利用者又は申請者の負担となります。)</p> <p>○以上のほか、その他個人情報の利用目的及び取り扱い方針等は、事業者が運営するホームページに公表する「プライバシーポリシー」のとおりとします。当該プライバシーポリシーには、「個人情報保護方針」、「ウェブサイトにおける個人情報の取り扱い」及び「個人情報の保護に関する</p>

	法律」に基づく公表事項」が含まれます。なお、このうち障害児相談支援サービスの提供を目的とした個人情報の使用については、個人情報使用同意書に記載のとおりとします。
--	--

11. 緊急時の対応

事業者は、サービス提供中に、利用児童に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12. 事故発生時の対応方法について

利用児童に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用児童に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	福祉事業者賠償責任補償
保険の概要	支援中に起きた事故について補償

13. 衛生管理等について

(1)事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2)事業者は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3)事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

③事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。

14. 業務継続計画の策定等

(1)事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2)事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3)事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業者は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。
- (2) 事業者は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存します。利用者は、当該諸記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます(必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)
- (3) 提供した相談支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (4) 提供した指定障害児相談支援に関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出、若くは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (5) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規程により行う調査又はあわせんにできる限り協力します。
- (6) 事業者は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。

16. 苦情解決の体制及び手順

(1)当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談(お客様相談係)

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は下記の専用窓口で受け付けます。

(2)その他の苦情受付機関等

利用者は、本事業所以外にも「市町村窓口」や「広島県福祉サービス運営適正化委員会」に相談することもできます。

<お客様窓口及び行政機関その他苦情受付機関等>

	連絡先	受付時間
お客様窓口 (苦情受付窓口担当)	道下 美代子 ・電話 082-554-0701 ・FAX 082-554-0702	8:30～ 17:30
苦情解決責任者	道下 美代子 ・電話 082-554-0701 ・FAX 082-554-0702	8:30～ 17:30

市町村窓口	広島市自立支援課 電話 082-504-2841 • 中区障害福祉係 電話 082-504-2588 • 東区障害福祉係 電話 082-568-7734 • 南区障害福祉係 電話 082-250-4132 • 西区障害福祉係 電話 082-294-6346 • 安佐南区障害福祉係 電話 082-831-4946 • 安佐北区障害福祉係 電話 082-819-0608 • 佐伯区障害福祉係 電話 082-821-2816 • 安芸区障害福祉係 電話 082-943-9769 • 廿日市市障害福祉係 電話 0829-30-9152 • 東広島市障がい福祉課 電話 082-493-6071 • 大竹市障害福祉係 電話 0827-59-2146	8:30～ 17:15
広島県福祉サービス運営適正化委員会	所在地(広島県社会福祉協議会 内) 〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 • 相談電話 082-254-3419 • F A X 082-569-6161	8:30～ 17:00

17. 第三者による評価の実施状況第三者による評価

第三者による評価	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
	2 なし		

18. サービス提供可能年月日

サービス提供開始可能年月日	年 月 日
---------------	-----------------

指定障害児相談支援の提供及び利用の開始に関し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 広島市安佐南区東野三丁目23番6号

事業者(法人名) 一般社団法人あすなろ

代表者職・氏名 代表理事 上田 美幸

事業所

所在地 広島市安佐南区東野三丁目23番6号

事業所名 相談支援事業所あすなろ

説明者氏名 相談支援専門員 道下 美代子

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害児相談支援の提供及び利用の開始に同意いたしました。

令和 年 月 日

利用者住所 _____

氏名 _____ 印

(児童氏名 _____)

代理人住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係・続柄など _____

(児童氏名 _____)